

海南市公告

海南市新庁舎移転業務委託に係る公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

平成 29 年 4 月 20 日

海南市長 神 出 政 巳

1 業務概要

- (1) 業務名称 海南市新庁舎移転業務委託
- (2) 業務内容 「海南市新庁舎移転業務委託仕様書」のとおり
- (3) 業務委託期間（予定） 契約締結日から平成 29 年 12 月 31 日まで
- (4) 業務規模 本業務に関する費用は、20,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）以内とする。

2 選定方法

海南市新庁舎移転業務委託プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）における審査を経て、本業務について最も適切な企画提案を選定する。

(1) 企画提案書等の審査方法

企画提案書等に関する評価は、次の各項目について総合的な判断を行う。

- ア 業務実績
- イ 業務実施体制
- ウ 移転業務に対する取り組み方針及び提案内容
- エ ヒアリング
- オ 参考見積の金額及び提案内容との整合性

(2) 企画提案書等の評価

ア 評価基準 海南市新庁舎移転業務委託公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）に定めるところによる。

イ 順位の決定 各委員の評価点数の平均（算術平均）の高い順に順位付けを行う。この場合において、同点の企画提案があるときは、委員会で協議し、その順位を決定する。

(3) 選定の条件

各委員の評価点数の平均（算術平均）が 60 点以上とする。条件を満たす企画提案がない場合は、選定せず、再度公募する。

(4) 選定結果の通知及び公表

選定した企画提案書等の提出者に対しては、平成 29 年 5 月 31 日（水）付けで書面によりその旨を通知するとともに、選定されなかった者に対しては、同日付けで書面によりその旨と理由を通知する。また、各提案者（選定されなかった者についてはその名称を除く。）に関し、実施要領に定める評価項目ごとの評価点数を公表する。

なお、本選定結果に対する異議の申立ては受け付けない。

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加表明書及び企画提案書の提出期限において、海南市から指名停止の措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づく更正計画の認可が決定した者又は民事再生法に基づく再生計画の認可が確定した者については、当該申立てがされていない者とみなす。
- (4) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする法人等ではないこと。
- (5) 暴力団又は暴力団員の統制の下にある法人等ではないこと。
- (6) 平成 24 年度以降に、本業務と同種又は類似のものに関し受託した実績があること。

4 手続等

(1) 事務局

海南市 総務部 総務課 庶務係

〒642-8501 和歌山県海南市日方 1525 番地 6

電 話：073-483-8590

F A X：073-482-0099

E-mail：somu@city.kainan.lg.jp

(2) プロポーザルの実施要領等の交付期間及び場所

- ① 交付方法 事務局において配布する。また、海南市ホームページにおいても公表する。
(海南市ホームページアドレス：<http://www.city.kainan.wakayama.jp/>)
- ② 交付期間 平成 29 年 4 月 20 日（木）から同年 5 月 10 日（水）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

(3) 参加表明書等の提出方法

- ① 提出期間 平成 29 年 4 月 20 日（木）から同年 5 月 10 日（水）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
- ② 提出場所 上記（1）の事務局
- ③ 提出方法 実施要領に基づき参加表明書等を作成し、持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）によること。

(4) 企画提案書等の提出方法

- ① 提出期間 平成 29 年 4 月 20 日（木）から同年 5 月 19 日（金）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

- ② 提出場所 上記（１）の事務局
- ③ 提出方法 実施要領に基づき企画提案書等を作成し、持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）によること。

5 契約の締結

2により選定された者と契約締結の交渉を行う。契約交渉が不調のときは、評価点数が60点以上の者のうち上位の者から順に、契約締結の交渉を行う。60点以上の者がいない場合は、再度公募する。

6 その他

詳細は、実施要領に定めるところによる。